

志学会会則 2016年度

第一章 目的と会員の義務

第一条 本会は、会員同士相互の将来の発展と社会に対する人間として、獣医師としての責任の充実、及び会員同士の厳密なる親睦を図ることを目的として運営する

第二章 事 案

第一条 本会の会員は、獣医学の学術面での研修はもちろんのこと、人間性・教養・医療レベルの向上に努力すると共に、動物を愛する人々の善意への最大限の努力を行う。また、会員同士の親睦その他の本会の目的を達成するために、必要な事業を行う義務がある。

第三章 規 約

第一条 本会の事業年度は1月～12月までとする。また、会計年度は前年12月～11月末日までとする。

第二条 入会者の厳守事項

1. 本会に入会を希望する獣医師は、本会員の推薦を受け、当会の目的および設立趣旨等を確認・賛同した後、入会申込書を事務局に提出し、入会費7千円を支払うものとする。会長は入会希望者近隣の本会員、またはそれに相当する会員の先生に意見を聴取し最終的に承認の判断を下すものとする。
2. 正会員とは病院の経営者または代表者の獣医師である。また、個人会員とは経営者または代表者以外の獣医師である。ただし、正会員が所属する病院に勤務する獣医師は準会員とする。
3. 年会費は、正会員30,000円、個人会員18,000円、準会員は免除とする。中途入会者は入会翌月からの月割り（正会員2,500円／月、個人会員1,500円）で年会費を計算し、入会時に徴収するものとする。
4. 顧問、名誉会員の選考、決定は役員会に一任する。
5. 顧問、名誉会員については入会金・年会費は不必要とする。

第三条 会員の退会は会長への届出とする。

第四条 会員が本会の名誉を汚したとき、または会員としての義務を怠るときは役員会での多数決により除名することが出来る。

第五条 特別な理由がなく1年を通じて年会費の未納の者は、自動的に除名される。

第六条 会員病院は症例検討会または月例会において、5年間で1回以上は何らかの発表をしなければならない。

第四章 役員

第一条 本会に次の役員をおく。

名誉顧問：大西 堂文 先生

顧問：奥田 優 先生

会長：為近 俊幸（なにわ動物病院）

副会長：木村 亮（あきペットクリニック）

会計：飯尾 祥子（さかたに動物病院：準会員）

書記：西本 昌史（三原台動物病院）

月例会：◎正田 晃一（にじょう動物病院）

○石川 泰弘（こおりやま動物病院）

中森 正也（乙訓どうぶつ病院）

西村 健（西村動物病院）専任委員

セミナー：◎河口祐一郎（ひまわり動物病院）

塩田 拓至（塩田動物病院）

山本 嘉孝（やまよし動物病院）

症例検討会：◎横山 幸絵（猫の診療室）

谷口 直樹（久野喜動物病院）

神谷 聡（平成動物病院：準会員）

年次大会委員会

◎倉田 大樹（ワールド動物病院：準会員）

塩川 貴稔（シオ動物病院）

家弓 茂幸（大西動物病院：個人会員）

親睦：◎下室 剛彰（耳成山動物病院）

岡田 直樹（おかだペットクリニック）

学術委員：上田 謙吾（フォーゲル動物病院）エキゾ

辻 登（アイペットクリニック）眼科

豊永 眞弥（とよなが動物病院）伝統医学

会計監査：麩山 道之（ふやま獣医科病院）

監事：高橋 伸明（たかはし動物病院）

映像：松岡 章裕（まつおかアニマルクリニック）

就職：日高 大介（初芝動物病院）

／鈴木 正吾（21動物病院）

／羽原 達也（ダクタリ動物病院京都：準会員）

／畑 元二（さくら動物病院：準会員）

／今西 修大（春日丘動物病院）

／中 康祐（イデア動物病院）

／渡邊 則幸（グリーン動物病院）

／吉田 圭佑（南ヶ丘動物病院：準会員）

／吉村 清司（クラーク動物病院：個人会員）

／山本 和弘（西村動物病院：準会員）

／高橋 伸明（たかはし動物病院）専任委員

／淡路 俊喜（たんぼぼ動物病院）

／西村 健（西村動物病院）

／今本 成樹（新庄動物病院）免疫学

／大石 隆光（長居動物病院：準会員）循環器

／倉田 大樹（ワールド動物病院：準会員）歯科学

／岡田 直樹（おかだペットクリニック）

第二条 役員は前役員会にて推薦指名し、当役員の承認を経て決定する。
なお、特別な理由のない限り役員を承認することとする。会長の再選を可能とし、会長以下役員も再選可能とする。

第三条 役員任期は1～2年とする。役員会は会長が必要と認めた時、会長がこれを招集できる。また、役員の活動費として任期一年ごと年度末に支給されるものとする。

第四条 役員に欠員が生じた場合は、役員会にて選出し役員の多数決にて決定する。尚、任期は前任者の在任期間とし、この特例での活動費の支給の有無は役員会に一任するものとする。

第五条 役員の選出において、個人会員・準会員を役員として選出することを可能とする。
ただし、個人会員は会長になることはできない。

第五章 研修（セミナー・実習など）と月例会

第一条 本会は原則として月1回の月例会や、症例検討会、研修会等を実施する。尚、研修内容については役員会にて決定する。

第二条 本会の研修会費は、年会費とは別途徴収するものとする。
月例会費は、正会員および準会員ともに年会費に含み、別途徴収しないものとする。

第六章 総会

第一条 総会の議案は役員会で承認されたものでなければならない。

第二条 役員は下記の事を総会で報告し、多数決による議決承認を得なければならない。

1. 収支決算
2. 事業報告
3. 会則の変更
4. 収支予算案
5. 事業計画案
6. 役員の選任及び解任

第三条 総会は正会員の過半数の出席により成立し、決議は出席者の過半数の承認があれば可決とする。委任状が提出されたものは出席とみなす。

第四条 総会の議決権は正会員が有し、正会員あるいは役員に選出された準会員に委任することができる。個人会員は役員の職に就いている時のみ総会の議決権を有する。

第五条 総会において決議した事項は、会員全員に通知しなければならない。

第六条 原則的には定期総会は年度末に実施するものとする。また、臨時総会は役員会にて必要とみなされた時に随時開催できるものとする。

第七章 志学会の方針

第一条 全会員が自らの志学会であるとの認識を持ち、積極的に会の運営ならびに活動に参加するものとする。

第二条 志学会は真の獣医医療を追求し、会員相互の研究及び研修を目的とする。

第八章 付 則

第一条 志学会は本会則のもとに運営されるものとする。尚、会の運営に不都合が生じた場合は、会則を変更することが出来る。

第二条 慶弔規則として正会員の親族の方に対して会長が電報等により慶弔を示すこととする。

第三条 本会の事務局は志学会事務局に委託する。

事務局住所：〒633-0064 奈良県桜井市戒重339-3

志学会事務局 事務局長：堀井 清孝

事務局員：鈴木志津子

TEL：0744-43-1340 / FAX：0744-45-4615

HP <http://www.shigakukai.jp/>

E-mail info@shigakukai.jp